

○郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等における不在者投票をすることのできる選挙人で、かつ、自ら投票の記載ができない者として定められた次のような障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に手続することで選挙人が指定した者に代理記載させることができます。

区分	障害名	障害の程度
身体障害者手帳	上肢, 視覚の障害	1 級
戦傷病者手帳	上肢, 視覚の障害	第 2 項症以上

代理記載の方法による投票を行うためには、**「郵便等投票証明書」の交付申請に加えて、「代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続」及び「代理記載人となるべき者の届出の手続」が必要です。**これらの手続は、同時に行うことが可能です。

■代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

- (1)「代理記載制度に該当する旨の申請書(署名不要)」、「郵便等投票証明書」、身体障害者手帳または戦傷病者手帳のコピーを添えて、市選挙管理委員会に申請します。
- (2)市選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書(代理記載の方法による投票を行うことができる者である旨及び代理記載人となるべき者の氏名が記載された証明書)」が郵送されます。

■代理記載人となるべき者の届出の手続

- (1)「郵便等投票証明書交付申請書(代理記載制度用)」及び「代理記載人となるべき者の届出書」(署名不要)、「代理記載人となるべき者による同意書・宣誓書」を届出ます。
- (2)選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書(代理記載人となるべき者の氏名が記載された証明書)」が郵送されます。

代理記載の方法による投票の手続は次のようになります。

- (1) 選挙人の指示により代理記載人が、「投票用紙等の請求書」(代理記載人の署名必要)、「郵便等投票証明書」を選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒の請求を行います。
- (2) 選挙管理委員会から、自宅など現在いる場所に投票用紙・投票用封筒が送付されます。
- (3) 代理記載人は、選挙人の指示により、投票用紙に候補者名等を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名します。
- (4) 郵送により投票用紙の入った封筒を送り返します。